

10月から

子ども手当の制度が変わります



■支給月額

子ども手当対象支給年齢	月額
0～3歳未満（一律）	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生（一律）	10,000円

■支払時期

- ・平成24年2月に、平成23年10月、11月、12月と平成24年1月分が支給されます。
- ・平成24年6月に、平成24年2月、3月分が支給されます。

■新たな支給要件等

- ・子どもに対しても国内居住要件が設けられます（留学中の場合等を除く）。
- ・児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当が支給されます。
- ・未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当が支給されます（父母等が国外居住の場合でも支給可能）。
- ・監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合（単身赴任の場合を除く）は、子どもと同居している方に手当が支給されます（離婚協議中の別居の場合は、子どもと同居する方に手当を支給）。

■手続きについて

平成23年10月からの子ども手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当する全ての方が、お住まいの市町村の窓口（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」を提出することが必要です。**現在子ども手当受給中の方については、10月1日付で認定請求書をお送りいたしますので、下記期限内の提出をお願いいたします。**

なお、認定請求書の提出期限については、猶予期間が設けられています。

▷平成23年10月1日において現に支給要件に該当している方

平成24年3月31日までに認定請求を行えば、平成23年10月分から手当を受給できます。

▷平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に、新たに支給要件に該当するに至った方

平成24年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当するに至った日の翌月分から受給できます。

平成23年10月1日以降に他の市町村へ転居した時は、転出後の市町村へ認定請求が必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

平成23年10月1日以降に出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときには、額改定認定請求が必要です。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

【お問い合わせ先】 保健福祉課福祉係 ☎（62）4473

住民税の納付忘れはありませんか？ 本町では、北海道オホーツク総合振興局による 住民税の直接徴収を実施します！！

本町では税金を納めている方との公平性を保つため、滞納している方に対して個別に接触し、早期の徴収に努めていますが、滞納が高額・長期に及ぶ方、町外へ転出された方について、地方税法の規定に基づき、北海道と協議の上、「徴収引継ぎ」を行い、北海道による直接徴収・滞納処分を行います。

住民税の道による直接徴収・滞納処分とは？ （地方税法第48条適用）

- ①町から滞納している方に対して事前に「徴収引継ぎ予告書」を送付します。
- ②予告書の指定期日までに何の連絡もなく、放置された場合は、自主的な納税がないと判断し、北海道と協議の上、「徴収引継ぎ」を行い、北海道による直接徴収が行われます。
- ③滞納が続く場合は、財産の差押え等の滞納処分が行われる場合があります。

【財産の差押え】

◆給与の差押え

勤務先に給与の支払い状況などを調査した上で差押えを行い、雇用主から徴収します。

◆預貯金の差押え

金融機関に預貯金の調査を行った上で差押えを行います。

差押えにより、引出しや自動振替ができなくなることがあります。

◆生命保険等の差押え

保険会社に生命保険の加入状況などを調査した上で差押えを行い、保険会社から徴収します。

そのほか、動産・不動産の差押えも行われることがあります。



【お問い合わせ先】

町民生活課税務係 ☎（62）4479

北海道オホーツク総合振興局地域政策部税務課 ☎（41）0617

広報「こしみず」に広告を載せてみませんか

広告の種類	規格	掲載料(1回)
半サイズ	縦 50mm × 横 85mm	5,000円
1段サイズ	縦 50mm × 横 175mm	10,000円

広告掲載の申し込みは・・・

広告原稿を添えて掲載希望月の前月15日までにお申し込みください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

企画財政課企画財政係 ☎（62）4471

広告

テーマ 平成23年度10月無料公開レッスン ヨガ入門 ～あなたの身体と心、疲れていませんか？～

- ・第1週目 身体と心が発する不調の原因をチェックしよう
- ・第2週目 筋肉を鍛え柔軟にしキレイなポティーを作ろう
- ・第3週目 ストレスを解消して気分をスッキリさせよう
- ・第4週目 ヨガの知恵と心で毎日をイキイキさせよう

◆10月16日（日）ヘルスアップ・ヨガフェスタ
一般参加者募集中（無料）

◆11月チャレンジメンバー募集（定員5名）
「くびれトレーニングエクササイズ&ゆったりヨガ」

★小清水ヘルスアップ・ヨガサークル（代表 有光 洋子）
毎週水曜日 19時～21時 小れあいセンター（3週目はコミュニティプラザ）

★清里（火曜日）・斜里（金曜日）ウトロ（木曜日）同時実施中！！

【お問い合わせ・お申込み先】 佃 和江 ☎090-8275-4063

